

音響校正器の校正

対象機器：音響校正器（ピストンホン、キャリブレータ） JIS C 1515 (IEC 60942) の規定による



環境計量に用いる騒音計の精度の維持・管理には、校正された音響校正器の使用が有効です。この騒音計の技術基準を規定した「特定計量器検定検査規則」（検則）が、平成 27 年に改正されました。

検則が引用している JIS C 1516 : 2014 「騒音計－取引又は証明用」では、騒音計のレベル指示値の調整（一般に騒音計の取扱説明書において「校正」と記載されているもの）は、音響校正器を使用して実施する旨が規定されています。また当該 JIS の解説では、音響校正器の性能管理の指針として、国家計量標準または SI トレサブルなものによって製造業者または第三者機関が保証した標準器により校正された音響校正器を使用すること、および定期的に校正することが示されており、さらに環境省が定める「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」においても、定期的な校正が推奨されています。

当機構では、音響校正器について ISO/IEC 17025 の認定を取得し、国家計量標準へのトレサビリティが確保された校正サービスを提供しています。ぜひご利用ください。

お問い合わせ先 <http://www.jqa.jp>

一般財団法人 日本品質保証機構

計量計測センター カスタマーサービス課

〒192-0364 東京都八王子市南大沢4-4-4 TEL 042-679-0144 / FAX 042-679-0187 E-mail jtp-calib-cstm@jqa.jp

中部試験センター 営業課

〒481-0043 愛知県北名古屋市中村沖浦39 TEL 0568-23-0113 / FAX 0568-23-1191 E-mail chubu-cstm@jqa.jp

関西試験センター 営業課

〒578-0921 大阪府東大阪市水走3-8-19 TEL 072-966-7209 / FAX 072-966-7885 E-mail kansai-cstm@jqa.jp

九州試験所

〒839-0801 福岡県久留米市宮ノ陣3-2-33 TEL 0942-48-7763 / FAX 0942-48-7760 E-mail kyushu-cstm@jqa.jp

校正項目

音圧レベル、発振周波数、ひずみ

校正範囲

音圧レベル：31.5 Hz～16 kHz

発振周波数：250 Hz～1 kHz

ひずみ（全ひずみ：250 Hz～1 kHz において 5 % 以内
（シンボルおよび範囲は事業所によって異なります。）

シンボル付校正証明書発行

ISO/IEC 17025 認定校正 / 国際 MRA 対応

JQA は、ISO/IEC 17025 に基づき NITE および A2LA より認定された校正機関です。認定された範囲で校正を行ったときに、JCSS または A2LA シンボル付校正証明書を発行します。このシンボル付校正証明書は、JQA の校正が国家標準にトレサブルであることを表します。

また、ILAC-MRA シンボルが付いた校正証明書は、国際的に受け入れ可能となります。

出張校正（九州試験所）

従来の「恒久的施設で行う校正」に加え、移動検定時に「現地校正」も可能になりました。

● JCSS

このマークは、計量法に基づく校正事業者登録制度の標準です。JQA 計量計測センター（JCSS 0029）、中部試験センター（JCSS 0064）、関西試験センター（JCSS 0071）および九州試験所（JCSS 0104）は、国際 MRA 対応 JCSS 認定事業者です。



● A2LA

このマークは、ISO/IEC 17025 に基づき A2LA（米国試験所認定協会）より認定された校正機関のシンボルです。1400.01 は、JQA 計量計測センターの認定番号です。

